

## 規制の事前評価書(要旨)

|                           |   |  |  |
|---------------------------|---|--|--|
| 規制の名称                     | 準暴力的要求行為の規制の拡大  |  |  |
| 担当部局                      | 警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課  |  |  |
| 評価実施時期                    | 平成24年2月   |  |  |
| 規制の目的、内容及び必要性等            | <p>近年、指定暴力団員による資金獲得行為は更に巧妙化し、準暴力的要求行為を行う意思を有するとみられる者に対してその者が準暴力的要求行為をするために指定暴力団の威力を示すことを承諾するなどの方法で他者による準暴力的要求行為を容易ならしめ、実質的にこれらの者に準暴力的要求行為を行わせて資金獲得を図るといった実態がみられるようになってきている。また、近年、暴力団は、元指定暴力団員や指定暴力団員に対する利益供与者、さらには利益供与者がその運営を支配する企業を通じて資金獲得活動を行うようになってきており、こうした者が指定暴力団との関係を巧妙に示しつつ、不当な要求を行う実態がみられるようになってきている。</p> <p>こうした状況に対処するため、指定暴力団員が他者による準暴力的要求行為を助けること及び元指定暴力団員や利益供与者等による準暴力的要求行為を禁止することとする。</p> |  |  |
|                           | 法令の名称・関連条項とその内容   | <p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第12条の3(準暴力的要求行為の要求等の禁止)、第12条の4(準暴力的要求行為の要求等に対する措置)、第12条の5(準暴力的要求行為の禁止)及び第12条の6(準暴力的要求行為に対する措置)</p>   |  |
| 想定される代替案                  | 指定暴力団員による人が準暴力的要求行為をすることを助ける行為及び利益供与者等による準暴力的要求行為に対し、指導・警告等により対処する。   |  |  |
| 規制の費用                     | <b>各要素の費用</b>   |  |  |
|                           | <b>代替案の場合</b>   |  |  |
|                           | (遵守費用)  | <p>規制を受けることとなる指定暴力団員は準暴力的要求行為を助けることができなくなり、また、利益供与者等は準暴力的要求行為をすることができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。</p>   | <p>指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。</p> |
|                           | (行政費用)  | <p>都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。</p>   | <p>通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。</p>                   |
| (その他の社会的費用)               | <p>その他の社会的費用は想定されない。</p>  | <p>その他の社会的費用は想定されない。</p>   |  |
| 規制の便益                     | <b>各要素の便益</b>   |  |  |
|                           | <b>代替案の場合</b>   |  |  |
|                           | <p>罰則を担保とした命令により準暴力的要求行為が抑止され、当該準暴力的要求行為により国民に被害が生じることを防止することができることと、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。</p>  | <p>暴力団は、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であり、また、利益供与者等は暴力団と極めて近い関係にある者であるところ、任意手段である指導・警告等では、指定暴力団員による人が準暴力的要求行為をすることを助ける行為及び利益供与者等による準暴力的要求行為が十分に抑止されるとはいえない。</p> |  |
| 政策評価の結果<br>(費用と便益の関係の分析等) | <p>改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が準暴力的要求行為が抑止され、当該準暴力的要求行為により国民に被害が生じることを防止することができることと、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p>   |  |  |
| 有識者の見解その他関連事項             | <p>平成23年10月から12月にかけて「暴力団対策に関する有識者会議」(座長:川端博明治大学法科大学院教授)において暴力団対策の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年1月に報告書が取りまとめられたところ、同報告書において、本規制を含む暴対法の一部改正骨子案について、基本的に了承する旨の言及がなされている。</p>   |  |  |
| レビューを行う時期又は条件             | <p>改正法の施行後、規制の適用状況及び準暴力的要求行為の実態等を勘案し、本規制によってもなお準暴力的要求行為の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。</p>  |  |  |

備考